

平成30年度第1回君津市介護保険運営協議会 会議録

- ◇ 開催日時 平成30年9月26日(水) 19時30分～20時30分
- ◇ 会場 君津市生涯学習交流センター 1階 101会議室
- ◇ 公開又は非公開の別 公開
- ◇ 出席委員 小樽 二世(会長)、林 英一(副会長)、阿曾 まり子、
安西 好子、伊賀 浩、磯部 博子、塩谷 保幸、兼子 健一、
関口 牧江、津金澤 寛、箱田 純子、原 比佐志、
水野谷 繁、山中 家道
以上 14名
- ◇ 欠席委員 仲野 和夫
以上 1名
- ◇ 出席職員 岸保健福祉部長、濱松高齢者支援課長、入江地域包括支援室長、
野村介護給付係長、三澤介護事業支援係長、鳥居介護管理係長、
平野高齢者支援係長
君津市中部地域包括支援センター長 野村 操
君津市東部地域包括支援センター長 藤原 大輔
以上 9名
- ◇ 傍聴者 なし(定員5名)
- ◇ 議題 1 会長及び副会長の選出について
2 介護予防支援業務を委託する事業所について
3 平成29年度君津市地域包括支援センターの事業実績及び決算
報告について
4 君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準を定める条例等の一部改正について

1 開 会

(濱松高齢者支援課長)

これより、平成30年度第1回君津市介護保険運営協議会を開催させていただきます。

なお、君津市審議会等の会議の公開に関する規則によりまして、審議会等の会議につきましては一部を除いて公開することとされておりますが、本日は傍聴を希望される方はおりませんでしたので、ご報告いたします。なお、会議を始めます前に、委員の皆様にお断りを申し上げます。

この介護保険運営協議会に多くの意見を頂く為、条例の改正を行い、委員の定数を、これまでの10名以下から15名以下とすると共に、委員の構成に、新たに要介護者等の家族を加えたところがございます。今回、委嘱されました、伊賀委員、水野谷委員におかれましては、地域包括支援センターの受託法人の関係者でございますが、地域包括支援センターの運營業務委託先法人の選定や、本日議題にあります地域包括支援センターの事業実績及び決算報告等についての本運営会議の議決を要する議題の際には、採決には加わらないこととして委嘱しておりますので委員の皆様には、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また本日、議題3「平成29年度君津市地域包括支援センターの事業実績及び決算報告について」の説明者として、君津市中部地域包括支援センター、君津市東部地域包括支援センターの受託法人であります「医療法人社団 今城会、社会福祉法人 芙蓉会から会議への出席をいただいております。

君津市介護保険規則第5条の5により、会議の議長は会長が務めるとなっておりますが、まだ会長が選出されておられませんので、この間 岸保健福祉部長に議事進行をお願いいたします。

【仮議長：岸保健福祉部長】

(議長)

それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は、14名でございます。したがって、委員の半数以上に達しておりますので、ただいまから君津市介護保険運営協議会を開催いたします。

まず、本日の会議の議事録署名委員の指名をいたします。原委員を議事録署名人に指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議題1「会長及び副会長の選出について」でございます。会長及び副会長の選出方法は、君津市介護保険規則によりまして、委員の互選となっております。よってこの選出につきましては、委員の皆様による推薦によりたいと存じます。それでは、始めに会長につきましてどなたか推薦ございましたら、お願いしたいと思います。

(伊賀委員)

会長には小樽先生を推薦したいと思いますがいかがでしょうか。

(議長)

ただいま、小樽委員を会長にという推薦がございました。他に推薦される方はございますか。他に無いようでございますので、お諮りいたします。小樽委員を会長とすることにご異議ございませんか。

(議長)

それではご異議なしと認め、会長を小樽委員に決定いたします。

ただいま、会長が選任されましたので、私の議事進行はここまでとさせていただきます。ご協力ありがとうございます。

(濱松高齢者支援課長)

ここで、小樽会長には席を移動して頂き、これ以降の議事進行をよろしくお願いたします。

【議長：小樽会長】

(議長)

それでは、今回、君津市介護保険運営協議会 会長に就任させていただきました小樽と申します。どうぞよろしくお願いいたします。では、続いて副会長の選出について願いたします。どなたか推薦はございませんか。

(水野谷委員)

君津市介護支援専門協議会の方から、林委員を副会長に推薦したいと思います。

(議長)

ただいま、林委員を副会長に推薦すると出ましたが、他に推薦される方はございませんか。他に無いようでございますので、お諮りいたします。林委員を副会長とすることにご異議ございませんか。

(議長)

ご異議なしと認め、副会長を林委員に決定いたします。それでは林委員、席の移動をお願いします。

(林委員)

ただいま、推薦頂きました林でございます。よろしくお願いいたします。

(議長)

続きまして、議題2「介護予防支援業務を委託する事業所について」を議題と致します。事務局の説明をお願いいたします。

(入江包括支援室長)

改めまして、地域包括支援室の入江と申します。よろしくお願いいたします。

では、着座にてご説明させていただきます。議題2「介護予防支援業務を委託する事業所について」ご説明いたします。介護予防支援業務とは、要介護認定にて要支援1及び要支援2に認定された方が、介護予防サービスを利用するにあたり、介護予防支援事業所であります地域包括支援センターが介護予防ケアプランの作成やサービス事業所との連絡調整を行うものであり、介護保険法の規定により、当業務は居宅介護支援事業所に業務を委託することが可能となっております。また、委託にあたりましては、公正・中立性を確保する観点から、委託について運営協議会の議を経ることとされております。

なお、現在、承認をいただいております事業所の数は、市内34 市外52 計86となっております。今回、新たに委託しようとするものは、本年の3月に開設いたしました、木更津市畑沢でございます、事業所名「たまかな介護相談室」です。

介護支援専門員、ケアマネジャー1名の事業所ではありますが、以前は別の事業所にお勤めだった方が新たに事業所を開設したものです。提出書類を審査しましたところ、問題等はありませんでした。説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

事務局の説明が終わりました。ご質問等ございますか。

(津金澤委員)

ケアマネジャー1人の場合は、何かあった場合のリカバリーが必要だと思うのだけれども、それはどういう体制がとられていますか。

(入江地域包括支援室長)

リカバリーに関しては、実際の事業所的には木更津でございますけれど、私たち包括の方も今後介護予防のプランの作成等いろいろお願いするところがございますので、私たち包括、市内3ヶ所ございますけどもリカバリーを務めてまいります。

(津金澤委員)

不測の事態が起きた時は、君津市の包括支援室がリカバリーをかけるという事でよろしいですね。

(入江地域包括支援室長)

はい。木更津市と連携を図っていきたいと考えております。

(津金澤委員)

ありがとうございます。

(議長)

他にございませんか。

他に無いようでございますので、質疑を終了します。

(議長)

では、議題2「介護予防支援業務を委託する事業所について」原案のとおり、承認される方の挙手をお願いいたします。

(議長)

挙手全員と認め、議題2は承認されました。

(議長)

次に議題3「平成29年度君津市地域包括支援センターの事業実績及び決算報告について」を議題と致します。伊賀委員と水野谷委員におかれましては、先程事務局から、この議題の裁決には加わらないという説明がありましたので、席のご移動をお願いします。

－伊賀委員・水野谷委員退席－

(議長)

それでは事務局の説明をお願いいたします。

(入江地域包括支援室長)

議題3「平成29年度君津市地域包括支援センターの事業実績及び決算報告について」ご説明いたします。地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ、「適切、公正、中立かつ効率的に事業を実施すること」

と介護保険法施行規則に規定されております。本市におきましては、本協議会がその役割を担っておりますことから、審議をお願いするものです。

地域包括支援センターでは、高齢者の「総合相談」窓口としての機能の他、高齢者の虐待防止や人権や財産などの権利を守る「権利擁護」、要支援者を対象とした介護予防ケアプランの作成等の業務を担当しております。

本市には、上総・小櫃・清和地区を担当いたします「東部地域包括支援センター」と小糸・周南・八重原・貞元等を担当いたします「中部地域包括支援センター」、人見や坂田、久保、中野等を担当いたします市直営の「地域包括支援室」の3つがございます。

まずは、私の方から市直営の地域包括支援室について、報告させていただきます。地域包括支援室では、保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員、事務を配置し計7名体制となっております。

総合相談支援として、来所、電話、訪問により、昨年度は年間3,178件の相談を受けました。主なものといたしましては、介護相談、介護保険の制度や申請に関するものが約7割を占めてございます。次いで認知症に関する相談も大変多いのが現状です。これら受けた相談につきましては、包括のみで解決できるものの他、生活保護担当窓口や保健所など各種窓口に繋ぐなどし、支援しております。

続きまして、権利擁護関係といたしましては、認知症サポーター養成講座を開催いたしました。認知症に対する正しい理解の普及、また、高齢者の虐待案件への対応として、施設への入所等による保護、また警察と連携しての対応することもございました。他にも、認知症の方を成年後見制度へ繋ぐなどし、支援してまいりました。

続きまして、包括的ケアマネジメントにつきましては、ケアマネジャーからの困難事例に対する相談支援の他、私たち、地域包括支援室が担当する君津西及び君津南地区にて、自治会や民生委員、介護関係者、地域のボランティアの方々に参加して頂きまして、地域ケア会議を開催し、地域の課題について話し合いを持ちました。

続きまして、介護予防事業につきましては、ふれあい講座として依頼のあったものについて介護予防の講座を実施したほか、介護認定を受けていない単身の高齢者宅を看護師が訪問し保健指導などを行いました。

その他といたしまして、在宅医療介護連携推進に向けた取り組みといたしまして、同協議会の事務局として会議の開催、また医療や介護の専門職を一堂に会しての多職種研修会、また市民を対象とした認知症に関する講演会を開催いたしました。

また、昨年度平成29年度からは、認知症やその疑いのある方を対象に半年間重点的に関わって支援する「認知症初期集中支援事業」を開始し、医師と包括支援室の職員とでチームを組み支援を行ってまいりました。

次に、収支決算についてご報告します。

介護予防支援事業につきましては、ケアプランの作成業務に係る費用となっております。決算額5,014,301円となっております。主な歳出といたしましては、ケアプランの委託費として4,418,430円となっております。

続きまして、包括支援事業につきましては、決算額56,619,361円となっております。内容といたしましては、一般職員の人件費、また看護師による高齢者宅訪問に関する費用としてのもの、また在宅医療介護連携推進事業に関するもの、先ほど申しました認知症総合支援事業費等となっております。

以上で地域包括支援室の報告を終わります。

(議長)

事務局の説明が終わりました。質問、ご意見等はございますか。

(林委員)

地域ケア会議の実施状況について確認させていただきたいんですけども、開催実績があるんですけども、個別地域ケア会議は1回でよろしいですか。

(入江包括支援室長)

はい、昨年度はそのような形でした。

(議長)

他にございませんか。

(津金澤委員)

決算額、職員の人件費なんですけど、人件費が89%、90%が人件費になっていて55,250,000円を7人で割ると、年収が789万円。我々の介護事業所の感覚からすると、ずいぶん高給だなと気がするのですけれど、これは何か根拠があるのでしょうか。

(入江包括支援室長)

こちらの給料の一般職員の人件費につきましては、決まったものということで。

(津金澤委員)

どういう決まりの基にどういう支給をされているのか聞きたいのですけれど。

(濱松高齢者支援課長)

これは市の職員の給料に基づいた支出になっておりますので、市の職員の条例に基

づいて支出をされているという事です。

(津金澤委員)

市役所の給与規定に基づいて支出されている。これから残り2つの支援センターがあると思うのですが、どちらも同じような形で計算をされていると見込んで大丈夫でしょうか。

(濱松高齢者支援課長)

市の職員と委託という事ですので、全く職員と同じ給与体系が、職員の配置、採用時期だとか様々ございます。その中で、市の直接の職員については給与体系で行っていますけれど、中部と東部の給与につきましては、厚生労働省の介護の方の基本単価で積算をしております。その関係もあって、直接の職員と委託をしている事業所の給与については、差が生じているというところでございます。

(津金澤委員)

一般市民で我々介護事業所の感覚からすると、直営は非常にお給料が高いと、人件費率が9割だと、委託先は給料が安いと言う事を印象付けるような数字になるので、もう少し誰が聞いても、「あ～それはしかたないね」というような、納得できるような返事を頂けるとありがたいなと思いますけれど、この場では無理だと思いますので。

(濱松高齢者支援課長)

ただですね、市としても市全体の事業について、委託をしている包括に無い事業を同時に併せて展開してございますので、それにつきましては、多少の実際の事業の個々についての積算根拠はありませんが、市全体についての事業も展開しているという所でご理解頂ければと思います。

(津金澤委員)

そういう所がついてくると、「なるほどな」と、こちらでも理解できますので、ありがとうございます。

(野村中部地域包括支援センター長)

では、中部包括支援センターについて報告をさせていただきます。中部包括支援センターは、看護師が2名、主任ケアマネが2名、社会福祉士が1名、事務が1名の計6名の体制で行っています。

事業実績報告ですが、総合相談については年間2,527件の相談がありました。内容としては、介護相談、介護の申請等についての相談が多かったと思います。ワン

ストップ機能として、何処でも、誰でも、何時でも包括に相談があればできるだけ訪問して、対応しております。内容によっては、関係機関に速やかに繋げて行って解決を図るっていうことも行っています。

権利擁護の対応としては、高齢者虐待については、警察や本庁包括の指示を受けて連携を取りながら対応しています。また、認知症や身寄りの無い方の成年後見につながる支援は、時間は相当かかっているんですけども、繋げていくように努力をしています。

認知症サポーター養成講座は、計3回とあまり多くは出来なかったのですが、計3回行っております。うち1回は本庁と合同で行っています。包括的継続的ケアマネジメントに関しては、小地域のケア会議、3地区で6回、2回ずつ行いました。個別に関しては、1回行ってきます。小地域ケア会議の中で、作業部会というのを1箇所だけ立ち上げる事が出来まして、その作業部会を1回行ってきます。

困難事例等については、介護支援専門員の方と共同で一緒に取り組んでおります。介護予防事業についてですが、健康教室とかサロンの立ち上げ等に、声をかけてもらって、一緒に参加をしながら、その中で健康相談等を受けたり、介護予防のお話などをさせてもらっています。特に民生委員さんからの声がかかることが多いので、なるべく対応しております。その他ですが、3地区の民生委員児童委員の定例会には必ず出席をさせて頂いて、その中で相談とか解決に向けての意見交換を行っています。

総合的には、地域包括支援センターとして、些細な問題でも相談者の立場でということを中心に日々全員で職務に取り組んでいます。また、地域にある職能団体やボランティア、市民グループと関わりを持ち、連携してネットワークづくりを中心に、単身生活でも安心して生きがいを持って住める社会になることを目指して、日々業務を行っています。

収支決算の方にいかせていただきます。決算総額は47,134,896円、包括的支援事業の決算として33,815,000円、予防支援事業として13,319,896円、ケアプランの委託費が11,207,588円となっています。

支出に関しての内訳ですが、人件費の内訳として30,169,846円、事務諸経費が3,645,154円となっております。以上です。

(議長)

中部包括からの説明が終わりました。ご質問・ご意見等ございますか。

では、私から介護についての相談は具体的にどういう相談が多いですか。

(野村中部地域包括支援センター長)

介護の申請から、どういう手続きをしたらいいのかというところが大半ですね、こんなサービスを受けたいのだけれども、どうしたらいいのですかと言ったようなもの

です。

(議長)

今日冊子が配られましたけど、こういう冊子は、どのように配られていますか。

(野村中部地域包括支援センター長)

包括支援センターには、そんなに数は無いのですが、高齢者支援課の方で作成した冊子を活用しています。

(議長)

貰いに行かないと、貰えないものという事でよろしいですか。

(野村中部地域包括支援センター長)

はい、そうですね。

(議長)

また話は別になりますが、これを医療機関が欲しいと言った時に配布は出来ますか。医療機関に設置したりすることは出来ますか。

(濱松高齢者支援課長)

ご希望があればですね、部数は予算が限られていますので、その中でございますけれども、制度について広く市民に分かっていただけたらと思いますので可能な限りということでご用意ができるかと。

(議長)

他にございませんでしょうか。

(藤原東部地域包括支援センター長)

続きまして、君津市東部地域包括支援センターの事業実績報告をさせていただきます。センター長の藤原です。よろしく願いいたします。

東部地域包括支援センターですが、体制ですが主任ケアマネジャーが1名、看護師1名、社会福祉士が2名、事務員1名の5名体制で行っております。事業内容ですが、総合相談支援に関しては、延べ1,445件の相談がありました。内訳はサービスに関するものが全体で、26.9%で1番多かったです。毎月、民生委員児童委員協議会の定例会に参加させていただいておりまして、そこで相談を受けるという事もあり

ます。

続きまして、権利擁護事業でございます。まず虐待に関して4件です。成年後見制度については3件相談がございまして、対応しております。また今年度から、地域住民に向けた出前講座というのをやる予定がありましたので、社会福祉士2名が千葉県市町村と消費者教育コーディネーターの講座を受講しております。記載にはありませんが、認知症サポーター養成講座につきましては、東部包括では4件107名の方に受講して頂いております。3包括合同のものを合わせると5件となっております。続きまして、包括的・継続的ケアマネジメントに関してですが、利用ニーズが高い方や困難ケースに関してはケアマネジャーの方と一緒に支援をするようにしております。地域ケア会議に関して、7回となっておりますが、個別地域ケア会議が1件、小地域の清和地区、上総地区、小櫃地区でそれぞれ2回ずつやっております、合計7回となっております。そこで出た意見を参考にして各地区の便利サービス一覧というものと、出前講座というのを開催するということになり準備を進めました。

続きまして介護予防事業です。昨年度は、小櫃地区の文化祭に参加させて頂きまして、筋力チェック、介護何でも相談を行いました。また、介護者ネット君津さんの依頼により、軽度認知症に関してと認知症の方との接し方についてミニ講座を開催しております。その他に関してです。こちらに関しては地域包括の3職種がそれぞれ連絡会を定期的に行ったものと、3包括で研修会を行ったといったものとなっております。

続きましては、収支の報告となります。まず、介護予防支援事業につきましては、決算額が7,332,745円となっております。ケアプランの委託費として5,271,381円。次のページで包括的支援事業につきましては、決算額が29,028,000円となっております。内容は記載のとおりとなっております。

以上、東部包括の報告を終わります。

(議長)

東部包括の説明が終わりました。質問・ご意見等ございませんか。

(林委員)

東部に限らずのことなんですけども、個別地域ケア会議の開催が、私が思うより開催が少ないのですけれども、その理由として何があげられるか、もし3方でも代表でも構いませんけれど。

(藤原東部地域包括支援センター長)

東部包括ですけど、昨年度は私たちも勝手が解らないのという事もあって、待ちの姿勢もあったと思います。それで、その結果1回となったのですが、今年度につきましては、やった方がいいかなと思うケースに関しては、こちらから声をかける

ようにいたしまして、今年度は今のところ5回開催しております。

(林委員)

質問の趣旨としては個別地域ケア会議については、ケアマネージャーが協力を義務付けられている所がありましたので、その辺をちょっと確認させて頂きたかったのですが。ありがとうございます。

(議長)

他にございませんでしょうか。

(津金澤委員)

権利擁護のところで、虐待に関して4件通報があつて、3件対応したと言つて、1件どうしたんだろうと思つたんですけれど、それとその4件に関して「誰からどんな通報があつて、どう対応して結果どうなったのか」をかいつまんで教えていただけると。

(藤原東部地域包括支援センター長)

はい、わかりました。私の言い方が悪くてすみません。3件対応したのは成年後見制度は3件あつて3件対応しましたと言う事でありました。4件は4件で対応しております。虐待に関してですが、かいつまんで言いますと、1つはご家族の方で、ケアマネージャーさんから報告があつた方で、奥さんがパーキンソンで、旦那さんが中々動かないから手が出ちゃうという相談がございました。それに関しては、看護師と一緒に訪問して、旦那さんに対する、病気に対する知識が足りないんじゃないかと言う話もあつたりしましたので、訪問看護を勧めたりして対応しました。家の人から虐待を受けて、公民館に助けを呼ぶようになっている方もいらつしやいまして、それに関してはショートステイの方で緊急保護という形で対応されたという方もいました。

(津金澤委員)

それは措置対応ですか。

(藤原東部地域包括支援センター長)

措置ではないです。

(津金澤委員)

虐待って非常に深刻で、する方もされる側も非常に気の毒で、君津市内に絶対あつてはならないと思いますので、是非そこは市民の目に立って結構委託側は大変だと思

うんですけれども、応援していますのでよろしくお願いします。

(議長)

他にございませんでしょうか。

他に無いようですので、質疑を終了します。

議題3「平成29年度君津市地域包括支援センターの事業実績及び決算報告について」承認される方の挙手をお願いいたします。

(議長)

挙手全員と認め、議題3は承認されました。

伊賀委員と水野谷委員におかれましては自席へお戻りください。お願いいたします。

－伊賀委員・水野谷委員着席－

(議長)

続きまして、議題4「君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

(三澤介護事業支援係長)

介護事業支援係の三澤と申します。資料が2つになりまして、左上に議題4と記載がある資料、議題4の別紙、こちら2点でご説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。議題4「君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」ご説明させていただきます。介護保険の介護サービス事業所のうち、市町村が事業所の指定監督をしております「地域密着型サービス」の事業者が、事業所を運営するにあたっての遵守すべき人員、設備及び運営に関する基準、事業に要する介護職員の配置上の基準、事業所の広さや必要となる設備、あるいは運営面などになりますが、これらの基準については、介護保険法の規定によりまして、厚生労働省令、国が定める基準に従い、または参酌して、市町村の条例で定めることとされております。

本議題については、介護保険法の一部改正などに伴い、この4月から、市町村が指定する地域密着型サービスのひとつとして、「共生型地域密着型サービス」が創設され、その共生型地域密着型サービスとして、3段目後段の「共生型地域密着型通所介護」、こちらのサービスが新たに設けられたことによりまして、地域密着型サービスの基準を定めております、市の条例、規則を一部改正し、この共生型地域密着型通所介護を提供する事業者が遵

守すべき基準を規定する必要が生じたことから、条例等を規定するにあたって、内容についてのご審議を頂きたいというものになります。

初めに、地域密着型サービスと、共生型地域密着型サービスの内容についてご説明させて頂きたいと思います。

お配りしました資料で、厚生労働省の資料、A4横の資料3枚になりますが、上に介護サービスの種類、共生型サービスの趣旨等、8. 通所介護・地域密着型通所介護 ⑨共生型通所介護と記載のある3つの資料をご用意ください。

まず初めに、介護サービスの種類と記載のある資料をご覧ください。今回の協議会が委嘱後初めての会議となりますので、こちらの資料でまず、地域密着型サービスについてご説明させて頂きます。介護保険の介護サービスは、横軸に大きく二つに分かれておりまして、ひとつに都道府県・政令市・中核市が指定監督を行うサービスと、もうひとつに市町村が指定監督を行うサービスがございます。指定とは、介護事業所としての事業の認可であります。地域密着型サービスは、このうち市町村が指定監督を行うサービスとなっており、市町村は、地域密着型サービスが遵守すべき人員、設備、運営に関する基準を条例で定めることとされており、市町村の条例で定めている基準を満たしているものでなければ、事業所としての指定、認可はしてはならないものとされておりまして。

また、地域密着型サービスのサービス利用にあたっては、原則、君津市に居住する方であれば、君津市内に事業所を置く地域密着型サービス事業所のみが利用可能であり、木更津市、富津市、袖ヶ浦市に居住する方であれば、それぞれ各市内に事業所を置く地域密着型サービス事業所のみが利用可能という原則となっております。この地域密着型サービスは、種類は全部で9種類ございますが、今回、条例・規則に規定する「共生型地域密着型通所介護」はこのうちのひとつであります地域密着型通所介護、定員18名以下で比較的小規模に運営される通所介護、デイサービスの事業が、地域密着型通所介護となりますが、この地域密着型通所介護のひとつに位置付けられております。

次に共生型サービス、共生型地域密着型通所介護についてご説明させていただきます。共生型サービスの趣旨等と記載のある資料をご覧ください。下の図の右側になりますが、共生型サービスとは障害のある方、介護状態にある方を同一の事業所で一緒に支援しようとする目的で今年度から創設されたサービスとなっております。これまで障害がある方を対象とした障害福祉サービス事業所、介護状態にある方を対象とした介護保険事業所は、事業の実施にあたって、それぞれに定められている基準を満たした上でなければ、事業が出来ず、多くは、別々の事業所としてサービスが提供されておりましたが、これについて、障害者福祉サービス事業所の認可を受けていれば、原則は、介護保険事業所としての指定も受けられるようにすることで、障害がある方、介護状態のある方を、同一の事業所で支援していこうとするものが共生型サービスとなっております。

続きまして共生型サービスのうち、共生型地域密着型通所介護については、8. 通所介護・地域密着型通所介護 ⑨共生型通所介護をご覧ください。このうち、概要のAにござ

いますが、共生型サービスのうちのひとつ、共生型地域密着型通所介護については。障害福祉サービス事業所の中で同時に介護保険の地域密着型通所介護のサービスを提供しようとするもので、障害者福祉制度における、生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けた事業所を対象としておりますが、この指定を受けた障害福祉サービス事業所であれば、基本的に介護保険の共生型地域密着型通所介護の指定を受けることができるものとなっております。以上が、地域密着型サービス、共生型地域密着型通所介護の説明となります。

続きまして、議題4の資料の2ページ、3ページにお戻りください。この共生型地域密着型通所介護の基準を市の条例に制定するにあたって、市が従い又は参酌する国が定める基準については、議題4の別紙資料にございます。議題4 別紙資料に記載の共生型地域密着型通所介護の国が定めている基準のうち、通常地域密着型通所介護と異なる点は2点ございます。第37条の2に規定する人員の基準において、障害福祉サービスの利用者数と、共生型地域密着型通所介護の利用者数を合せた数に対して、障害福祉サービス事業所として必要とされる人員を満たしていることとされている点、それと、第22条の設備基準について地域密着型通所介護に規定される、食堂、機能訓練室について、利用定員×3㎡以上が必要であるといった基準がないことの2点がございますが、その他の規定については、地域密着型通所介護と同様の規定となっております。

議題4の資料にお戻りください。次に3番目、条例制定にあたっての基準 ルールとなりますが、国が定める基準を基に、市が条例を制定するにあたっては、それぞれの基準の規定ごとに、従うべき基準、参酌すべき基準の2つに分類されております。(1)の従うべき基準とは、市が条例を定めるにあたり、国が定めている基準に必ず適合しなければならないもので、(2)の参酌すべき基準とは、地方自治体が国が定めている基準を参酌し、妥当性を検討した結果であれば、地域の実情に応じ異なる内容を定めることが許容されるというものとなっております。それぞれの規定が、従うべき基準、参酌すべき基準のいずれに該当しているのかはこの次の4番目の表に整理にまとめてございます。

次に、5番目、条例改正の方向性についてになりますが、本市がこの共生型地域密着型通所介護の基準を条例等に規定するにあたっては、この「従うべき基準」「参酌すべき基準」とともに、国の基準と異なる内容を定める特段の事情などが無いことから、原則、国が定めている基準のとおり定めることといたしますが、一点、「参酌すべき基準」とされている基準については、1点、他の地域密着型サービス等と同様に「記録の整備」に関して、地域密着型通所介護計画等の記録の保存期間を、厚生労働省令で定める「2年間」から「5年間」と規定いたします。

最後に、条例等の施行予定日については、公布の日としております。平成30年12月の君津市議会へ本条例改正案の上程を予定しており、市議会での承認を頂いた後に公布し、施行といたします。

以上で、議題4「君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

基準を定める条例等の一部改正について」のご説明とさせていただきます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

事務局の説明が終わりました。ご質問等ございませんか。

(水野谷委員)

ご説明ありがとうございました。これはどちらかというと、すでに介護保険の高齢者デイサービス事業所を営んでいる所が障害者等の新たなサービスをやるパターンもこれから先はあるのかもしれませんが、むしろ既に障害者の福祉サービスをおやりになっている所がこの高齢者のデイサービスの指定を受けやすくしますよという趣旨になっていると思います。そこでなんですけど、わかる範囲で、データ・資料がなければまた後日教えていただければと思いますけど、次のページのア・イのところ、アの共生型通所介護の基準というところで障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であればとありますが、今君津市のなかで既に指定を受けているところが何か所くらいあるのかを、もしわかればと。私の聞き漏らしかもしれないけど、これらは地域密着型通所介護の中に、含まれるということなんですけど、今日配って頂いた事業計画書85ページの⑨に地域密着型通所介護ということで、第7期の計画の中に数字があがってますが、この数字の中にはこの共生型通所介護も想定されて含めて数字を算定されているのかどうか参考までにお聞かせ願えればと思います。

(三澤介護事業支援係長)

まず、1点目の質問についてですね、障害者福祉制度の介護等の事業所数についてですが、生活介護と呼ばれるものが市内で7事業所ございます。自立訓練と自立訓練の中でも機能訓練と生活訓練ということで1事業ずつございます。児童発達支援事業所につきましては、4事業所です。最後に指定放課後等デイサービス事業所が7事業所となっておりますが、ただし、この児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所につきましては、対象となるのがこのうち、主として重症心身障害児を通わせている事業所は除くということで法律上規定がされておまして、この4事業所と7事業所のうち、主として重症な方を支援されている事業所なのかどうかというのは実態を見ないわからないものとなっております。計画上の85ページの地域密着型通所介護ですけど、共生型事業所がどれだけ出てくるのかというのが計画作成時点では不透明なところがございましたので数字には入っていないということになります。

(水野谷委員)

わかりました。ありがとうございます。

(議長)

他にございませんでしょうか。

(津金澤委員)

共生型訪問型ショートステイも国の方針としては、いずれやりますよとの事ですがあがっている、第一段の手段として、障害の関係も入っていないというのは始めるといのは、この共生を始めるに当たって支障が無い、今更遅いのではないか。これからの障害の狙いといのは決まっています、君津市として保険優先の原則があつて、障害者施設にいるけれども、65歳を過ぎると自動的に介護保険を適用しなければならない。それは気の毒だろう。共生型、うちも取り組もうという所で、盛り込んであつて、条例にしていこうと、そこまでは良く、そこまではすごく解って、さすがだなと思うのですが、それを考えると当事者、または当事者に関わる事業者が居ないと、当事者無しで物事を決めるになってしまい、障害者の権利を侵害していると思います。ご一考いただけるとありがたいなと思いますけれども。

(濱松高齢者支援課長)

今回については、障害者の方が入っていないというのは反省すべきところだと思います。これについては、改正する時期に検討して、障害者もそうですし、その審議に応じた委員さんの構成も考えていかななくてはいけないだろうということで、今後の検討課題ということでしたと思います。

(津金澤委員)

例えば、その共生型を審議する時には特別委員として、一人誰か入ってもらおうという事もご検討頂けると言う事でいいんですかね。

(濱松高齢者支援課長)

そうですね、それも含めて、こういった形でやれるかということについては、検討課題ということにさせて頂きたいと思います。

(津金澤委員)

往々にしてそういうのがあつて、認知症の人が居ない所で認知症の事を決めるとか、パーキンソンの人が居ない所でパーキンソンの事を決めて、知らない人同士で決めてしまうのは、非常に失礼だと思うんですよね。そこはもう少しその人の側に立ってい

うことが制度政策上、必要なのかなと思います。感想です。

(水野谷委員)

確かにそういう視点も必要かとも思いますけれど、委員さんは障害児者等についての知見は有する方たちではないかなと思うんですよね。実際に当事者を委員として負担を負わせてしまうことも考えなければいけないのかなと。むしろ委員さんについては検討いただくということですが、事務方の市の職員さんが介護保険協議会を開く時に例えば障害児者の担当職員も同席するとか、そういう様な形で質疑なり、そういったところに対応できるようにという形でおやりいただくのも1つかなと考えます。

(濱松高齢者支援課長)

ありがとうございます。

(原委員)

障害児者と介護保険（高齢者）、一緒になるとのことですけど、例えば、今だと行政の中でも、課が違うんじゃないかと思うんですけど、例えば何かあった時に調べに行ったりするのはどっちがやるかとか、そのようなことはいろいろあると思うのですが、どうなんでしょうか。

(三澤介護事業支援係長)

介護保険の事業所としての、指導の視点というか、それと障害者の福祉サービスとしての指導の観点、それぞれあると思いますので、両方が連携して、そういった運営面ですかとか、指導できるように今後連携していかなければいけないかなと考えております。

(原委員)

どちらが上になるとかではなく、どちらかというと一緒にやるけど別個にと考えていますか。

(三澤介護事業支援係長)

一緒にやるような形になるのかなと思いますがそれについては、また指定するような事業所が出てきましたら考えていきたいと思っております。

(議長)

他にはございませんでしょうか。

(津金澤委員)

重ねてお願いですが、平成28年4月から障害者差別解消法が施行されています。合理的配慮に基づいた、会の運営をお願いしたいと思います。

(議長)

他にはございませんか。

では、他にないようですので質疑を終了します。議題4「君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」原案のとおり、承認される方は挙手をお願いいたします。

(議長)

ありがとうございます。挙手全員でございますので、議題4は承認されました。以上で、本日の議題は全て終了いたしました。皆さんご協力ありがとうございました。

(濱松高齢者支援課長)

小樽会長、大変ありがとうございました。次に、その他でございますが、事務局、連絡事項等、何かございますか。

(鳥居介護管理係長)

事務局から、次回の会議の開催についてご連絡させていただきます。次回の会議は11月中旬を予定しておりますので、委員の皆様におかれましては、お忙しいところ大変恐縮ですが、改めまして日程調整をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

4 閉 会

(濱松高齢者支援課長)

それでは、以上をもちまして君津市介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます。本日はご多用のところ、誠にありがとうございました。